三 調 発 第 ７ ２ 号
令和８年９月３日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
企画社会事業部長　中村 行彦

システム標準化に伴う住民票の記載事項等の変更について

令和３年９月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体が使用する基幹業務システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムを利用することとされています。

これに伴い、三重県内の各市町においても、順次システムの移行が進められています。これにより、国が定める標準仕様に準拠したシステムを導入した自治体では、住民票や印鑑登録証明書の様式・記載事項等が変更されています。

住民票を住所変更の証明書類として添付･提出する場合には、異動前の住所など、これまでの住民票では記載されていた事項について、記載方法や取扱いが変更されている場合があります。

また、コンビニ交付や住民票の広域交付を利用して取得する場合についても、自治体や取得方法によって、異動前の住所等の記載の取扱いが異なる場合があります。

このため、依頼者本人に住民票の取得を依頼する場合には、住所変更の証明に必要となる記載事項（異動前の住所等）を具体的に説明した上で、必要な内容が記載された住民票を取得してもらうようご注意ください。

また、土地家屋調査士が職務上請求書により住民票を請求する場合においても、事前に請求先の市町における標準システムの導入時期や、異動前の住所等の記載内容・取扱いを確認した上で請求するようお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、住民票を取得・請求する際には、取得方法や自治体ごとの記載内容の違いに十分ご留意くださいますようお願いいたします。